

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号。以下「職員就業規則」という。）第53条の規定に基づき、職員が出張又は赴任を命ぜられた場合の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旅行 職員が業務のため一時その勤務地を離れて出張することをいう。
- 二 旅行命令権者 理事長及び理事長の委任を受けて旅行命令又は旅行依頼の権限を有する者をいう。
- 三 内国旅行 本邦における旅行をいう。
- 四 外国旅行 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- 五 赴任 新たに採用された職員が、その採用に伴う移転のため、住所若しくは居所から勤務地に旅行することをいう。
- 六 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- 七 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- 八 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が旅行し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が、次の各号のいずれかに該当する場合には当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- 一 職員が、旅行又は赴任のための内国旅行中に離職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には当該職員
- 二 職員が、旅行又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- 三 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- 四 職員が、旅行のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- 五 職員が、旅行のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が、前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、職員就業規則第45条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員が、法人の依頼又は要求に応じ、業務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条に

において同じ。)が、その出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を取消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、公立大学法人埼玉県立大学職員の旅費支給規程(平成22年規程第21号。以下「規程」という。)の定めるところによりその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。

- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他理事長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規程で定める金額を旅費として支給することができる。
(旅行命令等)

第4条 職員の旅行は、次に掲げる区分により旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

- 一 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- 二 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消を含む。以下同じ。)する必要があると認める場合は、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等を提示しなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 6 旅行命令簿等が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で作成されている場合における前2項の規定による提示は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって理事長が定めるものをいう。以下同じ。)をもってすることができる。
- 7 前項の規定により旅行命令簿等の提示が電磁的方法により行われたときは、当該旅行者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該旅行命令簿等を提示したものとみなす。
- 8 旅行命令簿等の記載事項又は記録事項、様式その他の必要な事項は、規程で定める。
(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたが、その変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅

行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の1夜につき、宿泊に要する費用について、実費額により支給する。

8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

9 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

10 旅行雑費は、旅行に伴う雑費について、実費額により支給する。

11 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

12 外国旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、次項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。

2 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、行程400キロメートルについて1日の割合をもって計算した日数による。

3 前項の規定により計算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第9条 削除

第10条 1日（午前零時から午後12時までの24時間を1日として計算するものとする。第30条第1項において同じ。）の旅行において日当の定額を異にする事由を生じた場合には、額の多い方の定額による日当を支給する。

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第12条 旅費（概算払いに係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅行命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法をもって提出する

ことができる。

- 4 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、当該旅行命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第2項に規定する期間その他の必要な事項は、規程で定める。

(証人等の旅費)

第13条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、理事長が定める額とする。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、その乗車に要する旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）並びに次に規定する急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

- 一 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、運賃のほか、その乗車に要する急行料金
 - 二 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
 - 三 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、運賃、第1号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。
 - 一 特別急行列車を運行する線路による旅行で当該特別急行列車の乗車区間が片道100キロメートル（理事長が定めるものにあつては、50キロメートル）以上のもの
 - 二 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で当該普通急行列車又は準急行列車の乗車区間が片道50キロメートル以上のもの
 - 3 第1項第2号に規定する特別車両料金は、県内旅行又は県内と東京都間の旅行以外の旅行で理事長が定めるものに該当する場合に限り、支給する。
 - 4 第1項第3号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で当該普通急行列車の乗車区間が片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第15条 船賃の額は、現に支払った旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- 2 寝台料金は、業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合に限り、支給する。
- 3 特別船室料金は、理事長が定める旅行に該当する場合に限り、支給する。

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃及び特別座席料金による。

- 2 特別座席料金は、理事長が定める旅行に該当する場合に限り、支給する。

(車賃)

第17条 車賃の額は、職員が、最寄駅からバス、タクシーを利用した場合の実費額による。

- 2 前項のタクシーの利用は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、バスが利用できない場合に限る。

(自家用自動車使用の場合の旅費)

第18条 職員が、旅行命令権者の承認を受けて、自家用自動車（理事長が定めるところにより登録を受けた自家用自動車に限る。）を使用して旅行をした場合は、当該旅行を第6条第5項の規定による陸路旅行として車賃を支給する。

- 2 前項の規定により支給する車賃の額は、前条第1項の規定にかかわらず、1キロメートルにつきガソリンの小売価格等を基礎として理事長が定める額による。

(日当)

第18条の2 日当の額は、旅行中に午後12時に至る日の1日につき、2,400円とする。

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、1夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。第30条第1項において「法」という。)に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として理事長が定める額による。ただし、当該宿泊に係る特別な事情があるとして理事長が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額による。

2 宿泊料の支給額は、前項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

第20条 削除

(移転料)

第21条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表の定額による額

二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他のやむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(扶養親族移転料)

第22条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額
ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当及び宿泊料の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当及び宿泊料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

二 前号の規定に該当する場合を除くほか、前条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

三 第1号アからウまでの規定により日当及び宿泊料の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合における扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(退職者等の旅費)

第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

一 職員が旅行中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通知を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、旅行の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費

二 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

（遺族の旅費）

第24条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

一 職員が旅行中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費

二 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第22条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃及び車賃とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

（本邦通過の場合の旅費）

第25条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当又は本邦に到着した日までの日当については本章に規定するところによる。

（鉄道賃）

第26条 鉄道賃の額は、現に支払った旅客運賃、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

2 急行料金及び寝台料金は、業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合に限り、支給する。

3 特別の座席の設備を利用するための旅客運賃は、理事長が定める旅行に該当する場合に限り、支給する。

（船賃）

第27条 船賃の額は、現に支払った旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

2 寝台料金は、業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合に限り、支給する。

3 特別の船室を利用するための旅客運賃は、理事長が定める旅行に該当する場合に限り、支給する。

（航空賃）

第28条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

2 特別の座席の設備を利用するための旅客運賃は、理事長が定める旅行に該当する場合に限り、支給する。

（車賃）

第29条 車賃の額は、実費額による。

(日当及び宿泊料)

第30条 日当の額は、1日につき、法に基づき国家公務員に支給される宿泊手当を基準として理事長が定める額による。

2 日当は、旅行中に午後12時に至る日に限り、支給する。

3 第19条の規定は、外国旅行の場合の宿泊料について準用する。

(旅行雑費)

第31条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第32条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合に、50万5,000円とする。

2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合における死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず第24条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第24条第2項の規定は、第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(旅行手当)

第33条 第6条第12項の規定により支給する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、その都度理事長が定める。ただし、その額は、当該旅行手当の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの規則で定める基準を超えることができない。

(退職者等の旅費)

第34条 第3条第2項第4号の規定に該当する場合に支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

一 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの旅行地の存する地域の区分に応じた日当及び宿泊料

二 退職等を知った日の翌日から3月以内に旅行地を出発して、本邦に帰住した場合、次に規定する旅費

ア 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの旅行地の存する地域の区分に応じた日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

イ 旅行の例に準じて計算した旅行地から旧勤務地までの旅費

2 職員が旅行地から旧勤務地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、前項各号に準じて計算した旧勤務地までの範囲内の旅費

3 理事長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第2号に規定する期間を延長することができる。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第35条 理事長は、旅行者が公共の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他この規則の規定により支給する旅費が不当に旅行の実費を超える場合においては、その実費を超える部分の旅費について、その全部又は一部を支給しないことができる。

2 理事長は、旅行者がこの規則の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、理事長が定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第36条 理事長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しく

は第64条の規定に該当する事実がある場合において、この規則の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの規則の規定により支給する旅費が、労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費の全額、又はその満たない部分に相当する旅費を支給しなければならない。

(旅費の返納)

第37条 理事長は、旅行者がこの規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、理事長は、前項に規定する返納に代えて、理事長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

(その他)

第38条 この規則実施のための手続その他その執行について必要な事項は、規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則中規程又は理事長が定める事項については、規程又は理事長により別段の定めがなされるまでの間は、埼玉県の例による。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第21条関係）

路程50 キロメー トル未満	路程50 キロメー トル以上 100キロメ ートル未 満	路程100キ ロメート ル以上300 キロメー トル未満	路程300キ ロメート ル以上500 キロメー トル未満	路程500キ ロメート ル以上 1,000キロ メートル 未満	路程1,000 キロメー トル以上 1,500キロ メートル 未満	路程1,500 キロメー トル以上 2,000キロ メートル 未満	路程2,000 キロメー トル以上
126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円